

2017年1月・10月最新法改正に対応！ 産休・育休の徹底解説！！ & 育休助成金(1社171万円)セミナー

顧問先の相談の約80%が「採用ができない」「従業員が定着しない」です。採用・定着の解決策は、「女性活躍推進」です。優秀な女性をパート・正社員として採用すること、優秀な女性を幹部(役員含む)として登用することが次世代の労務管理です。その大前提は、女性特有の出産・育児に関する制度を整備することです。その基礎のキは、産休・育休に関する法制度をパーフェクトに理解しておくことです。産休・育休の法律は今年も2回改正されています。

産休・育休の国の決まりも理解していない会社に優秀な女性が入社したいと思わずがありません。優秀な女性が、産休・育休の制度を活用させない会社に定着するはずがありません。中小企業がやるべきは、最低限、産休・育休の法律をパーフェクトに、徹底的に理解することです。

育休を取らせると、助成金も最大200万円以上の可能性があります。堀下が分かりやすくレクチャーいたします。

講義内容	日時・場所・定員・料金
<p>I 女性活躍応援は、産休育休の法律遵守から！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本・沖縄の採用の現状と未来予想 ・日本・沖縄の産休育休の現状と未来予想 <p>II 産休と育休の法律の基礎と実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産・育児・職場復帰までの法のイメージ ・産前産後とは？給付金は？保険料は？ ・育児休業とは？給付金は？保険料は？ ・妊産婦・復帰者の短時間勤務(6時間)応じる義務？ ・残業の制限の義務とは？ ・子の看護休暇は年●日？ ・マタハラ、不利益取り扱いとは？ ・1年未満の従業員の育児休業の義務と協定？ ・育休中に雇止めできるの？ ・2017年1月10月の法改正って？ ・産休・育休で一番大切なことは？ ・育児・介護休業規程徹底解説！(←コレがミソ！) <p>III 育休の助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イクメン助成金(男性育休5日 57万円) ・育休助成金(育休と復帰 57万円) ・育休代替要員助成金(育休の代替要員 57万円) 	<p>■日時 2017年12月21日(木) 14:00~16:00(受付13:30)</p> <p>■会場 西洲卸団地ホール 浦添市西洲2-6-6 組合会館2階 (堀下事務所の隣)</p> <p>■定員 50名(定員になり次第締め切ります)</p> <p>■受講料 顧問先は無料 顧問先以外は、5,000円 顧問先の紹介は、3,000円</p> <p>プレゼント ①最新版「育児・介護休業規程」 ②育児・介護休業等に関する労使協定</p> <p>講師 社会保険労務士 堀下 和紀 http://horishita.com 慶應義塾大学卒業。堀下社会保険労務士事務所(30名)代表者。著書「女性活躍のための労務管理」「ブラック企業VS問題社員」など7冊。自らも過重労働の事務所から残業激減・完全クラウド化・在宅勤務可能なホワイト事務所に変貌させた。</p> 

お申込は、下記にご記入のうえ、FAXしてください。 **FAX 098-942-5529**

会社名	TEL	
	FAX	
役職・氏名		
ご紹介者名	個別相談(無料)希望(セミナー後スタッフが個別に実施します。先着8社)希望する・希望しない 相談概要()	

お問い合わせ先:堀下社会保険労務士事務所 098-942-5528 (担当:社長室 平良美おり・眞喜志・田淵)